

平成19年第2回八峰町議会臨時会会議録（第1日）

平成19年5月14日（月曜日）

議事日程第1号

平成19年5月14日（月曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第46号 専決処分事項の報告について
（八峰町税条例の一部を改正する条例）
- 第5 議案第47号 専決処分事項の報告について
（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第6 議案第48号 専決処分事項の報告について
（八峰町保育所条例の一部を改正する条例）
- 第7 議案第49号 専決処分事項の報告について
（平成18年度八峰町一般会計補正予算（第7号））
- 第8 議案第50号 専決処分事項の報告について
（平成18年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第4号））
- 第9 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第52号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第53号 損害賠償の和解について
- 第12 議案第54号 損害賠償の和解について
- 第13 議案第55号 平成19年度八峰町一般会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第56号 平成19年度八峰町町営診療所特別会計補正予算（第1号）
-

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友

10番 鈴木 一彦 11番 柴田 正高 12番 芦崎 達美
13番 木藤 實 14番 見上 政子 15番 須藤 正人
16番 阿部 栄悦

説明のため出席した者

町長	加藤 和夫	副町長	佐々木 正憲
教育長	千葉 良一	総務課長	嶋津 宣美
会計課長	金谷 茂	企画財政課長	須藤 徳雄
管財課長	木村 学	税務課長	佐々木 充
産業振興課長	武田 武	峰浜町民サービス課長	皆川 鉄也
福祉課長	小林 孝一	保健衛生課長	齊藤 英市郎
農業振興課長	米森 昭一	建設課長	辻 正英
上下水道課長	高宮 建一	農業委員会事務局長	松森 尚文
教育次長	伊藤 進	学校教育課長	伊勢 均
生涯学習課長	福司 和明	学校給食センター所長	加賀谷 敏一
峰浜公民館長	金平 嘉孝	子ども園園長	小林 慶範

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田 辰雄 書記 齊藤 なつ子

午前10時00分 開 会

議長（阿部栄悦君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。
定足数に達しておりますので、これより平成19年第2回八峰町議会
臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、

10番 鈴木 一彦 君

11番 柴田 正高 君

12番 芦崎 達美 君

の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○ 「異議なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。

議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

町長（加藤和夫君） おはようございます。

本日平成19年第2回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中、ご出席を頂き、誠に有難うございます。

新緑の季節を迎え、日に日に春らしい陽気となり、田植え作業も順調に進んでいるようであります。

3月定例議会以降の町政の動きについて、かいつまんで報告いたします。

3月27日に八峰町誕生一周年を祝し、14名の方を自治功労者として表彰いたしました。

4月1日付けの定期異動ですが、組織・機構の見直しによる「八森町民サービス課」の廃止、収入役室の「会計課」への変更と、大型事業の展開に向けた体制固めを中心に全職員の3分の1を対象に実施したところです。

また、消防団については、佐々木宣幸団長の退任に伴い、笠原勝一氏を新団長として任命したところであります。

4月1日には、改修していたハタハタ館の風呂・レストラン部門がオープンし、5月1日からは、2階客室がオープンし、利用客から喜ばれているところであります。

4月8日は県議会議員選挙が施行され、79.75%の投票率でした。

この4月・5月はほぼ連日、町内外の団体及び組織の総会が開催されております。先月25日には町自治会長会議を開催し、今年度の町の主要事業などについて説明し、理解を得たところであります。

春の防火週間は4月1日から1週間開催されましたが、防火週間明けの8日には大沢地区で原野火災が発生しております。

5月8日には町内東八森地区で大きな交通事故が発生しております。春の全国交通安全運動が11日から始まりましたが、先ほどファガスの前で交通指導隊による交通安全パレードでもお話のとおり、管内から交通死亡事故を出さないことを目標に全町あげて運動を展開したいと思います。

その他、「町民歌」を全国募集したり、7月1日オープンに向けた「あきた白神体験センター」の開設準備、国体に向けた準備、あるいはゴミステーション化など、懸案事項に対して各課が積極的に取り組みをしているところであります。

本日の臨時会に提案いたしております議案は、専決処分事項の報告が5件、うち条例改正が3件で、「町税条例」と「国保税条例」の一部改正、それと保育所の階層区分の変更に伴う「保育所条例」の一部改正、それに補正予算2件であります。

次に、工事請負契約の締結2件は、峰浜地区の防災行政無線施設工事と八森浄化センターOD槽の増設工事であります。

また、損害賠償の和解2件は、平成17年度と昨年発生した交通事故についてこの程和解が成立したものであります。

平成19年度補正予算の2件については、これら交通事故に関する損害賠償金を内容とするものであります。

以上11件であります。

詳細については、8日の議会全員協議会でも説明をしましたが、提案の際、説明させますのでよろしくご審議のうえ、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部栄悦君） 日程第4、議案第46号、専決処分事項の報告について（八峰町税

条例の一部を改正する条例)を議題とします。当局の説明を求めます。佐々木税務課長

税務課長(佐々木充君)おはようございます。議案第46号、専決処分事項の報告についてをご説明申し上げます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により八峰町税条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。平成19年5月14日提出、八峰町長加藤和夫。

次のページでございます。専決処分第1号、専決処分書、八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。平成19年3月30日、八峰町長加藤和夫。

次のページ八峰町税条例の一部を改正する条例であります。条文の改正は法則で4条、附則で9条に亘っておりますが、改正内容については、地方税法の一部を改正する法律等の規定に沿ったものとなっております。

主な改正内容ですけれども、3行目と言いますか、第23条第1項中と入っておりますけれども、第23条の改正は、いわゆる信託法の改正に伴って法人税、法人課税信託を引き受け、町内に事務所又は事業所を有する個人についても法人とみなし、法人税割額を課する規定を追加するという内容であります。

2点目は、中頃に6、法附則第16条というもので始まっている条文があります。これは附則第8条の2の改正ですが、いわゆる固定資産税の減額の適用を受けようという場合の、住宅のバリアフリー改修に関する規定を追加するものであります。

次のページになりますけれども、3点目として上から3行目に(平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例)と言うことで、いわゆる鉄軌道用地の評価方法の変更に伴う規定をここで追加しております。

4点目ですが、下のほうから6行目、附則第17条の3中「平成20年度」を「平成21年度」に改めるという条文がありますがけれども、この附則第17条の3は、上場株式等を譲渡した場合の、軽減税率適用の特例期間を、平成20年度から21年度に1年間延長するという内容のものです。その下に附則第18条第7項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改めるという条文がありますがけれども、この附則第18条は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得の課税の特例期間を、2年間延長するという内容のものです。全員協議会では説明しておりませんでしたけれども、その下の方に附則第18条の4第3項中ということで、これも平成20年3月31日を平成21年3月31日に改めるという条文があります。これについては、当町等にはほとんど該当ないと思いますが、条約適用率、いわゆる国間の税率の相違のあるものの率の特例って言うんですか、そういうものを延長するという内容です。

最後に三つ目のページに（保険料に係る個人の町民税の課税の特例）と言うことで、これも租税条約実施特例法の規定による保険料の適用と言いますか、それらの規定を整備するという内容のものです。附則ですけれども、この条例は平成19年4月1日、いわゆる法の執行に合わせて施行しております。ただし次の各号に掲げる規定はと言うことで、施行の日を特例と定めてますけれども、それらについては、法の施行に合わせてという内容のものでございます。以上よろしく願いいたします

議長（阿部栄悦君）　　これより議案第46号について質疑をおこないます。質疑ありませんか。

○　「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君）　　質疑がないようですので、討論をおこないます。
討論ありませんか。

○　「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君）　　討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○ 「異議なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第47号、専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。当局の説明を求めます。佐々木税務課長。

税務課長（佐々木充君） 議案第47号専決処分事項の報告についてをご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。平成19年5月14日提出、八峰町長加藤和夫。

次のページでございます。専決処分第2号、専決処分書、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。平成19年3月30日、八峰町長加藤和夫。

次のページ条文でございます。八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例八峰町国民健康保険税条例（平成18年八峰町条例第65号）の一部を次のように改正する。第4条第2項及び第15条第1項中「53万円」を「56万円」に改める。この内容については、国民健康保険税のうちですね、医療費分の限度額、現行53万円ですけれども、これを3万円引き上げ、56万円にするものという内容でございます。

附則で、この条例は平成19年4月1日から施行すると、適用区分として改正後の八峰町国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によると、こう言

う内容のものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（阿部栄悦君） これより議案第47号について質疑をおこないます。質疑ありませんか。

○ はい。

議長（阿部栄悦） 14番見上政子さん。

14番（見上政子君） この53万円から3万円引き上げると言う ことですが、対象をおおまかでいいんですが、これの対象人数、対象世帯はどれくらいあるものでしょうか、教えて下さい。

議長（阿部栄悦君） 佐々木税務課長。

税務課長（佐々木充君） はい、お答えします。

19年度分については、これからと言うことでまだその明細はできていません。これについては18年度分について、適用した場合どうなるのかっていうことを調べました。その結果、八峰町では昨年度の場合ということなんですが、33世帯が該当になります。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ 「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論をおこないます。

討論ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

14番（見上政子君） はい、14番。

33世帯と言うことですが、この引き上げと言うのは93年に4万円引き上げて以来、また再び引き上げられると言うことです。高額所得に入るのかどうかわかりませんが、今の国保税の国のこのやり方にはやはり、負担能力を超えるような水準になっていると思われまますので、国に対する制度ではありますが、これには反対いたします。

議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。この採決は起立によって行

います。本案に賛成の方は起立願います。

○ (賛成者起立)

議長 (阿部栄悦君) 起立多数。したがって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第48号、専決処分事項の報告について(八峰町保育所条例の一部を改正する条例)を議題とします。当局の説明を求めます。小林子ども園園長。

子ども園園長 (小林慶範君) 議案第48号専決処分事項の報告についてをご説明します。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、八峰町保育所条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。平成19年5月14日提出、八峰町長加藤和夫。

専決処分第3号専決処分書、八峰町保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。平成19年3月30日、八峰町長加藤和夫。

八峰町保育所条例の一部を改正する条例について説明します。八峰町保育所条例(平成18年八峰町条例第98号)の一部を次のように改正する。別表第2中、第4階層64,000円未満、第5階層64,000円以上160,000円未満、第6階層160,000円以上408,000円未満、第7階層408,000円以上。これらを第4階層72,000円未満、第5階層72,000円以上180,000円未満、第6階層180,000円以上459,000円未満、第7階層459,000円以上に改め、同表備考2本文中「(昭和32年法律第26号)」の次に「、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税法及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)」を加え、同表備考5の表以外の部分中「保育の実施を受けている場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、この表の規定にか

かわらず次表第3欄により計算して得た額をその児童の保育料の額とする。」を「保育所、幼稚園又は認定子ども園に入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄より計算して得た額をその児童の保育料の額とする。」に改め、同表備考5の表中第2階層～第4階層に属する世帯

ア、最も保育料額が低い児童。これが保育料表の定める額の徴収。

イ、ア以外の児童のうち、最も保育料が低い児童。これが保育料表×0.5の額の徴収。

ウ、上記以外の児童。これが保育料表×0.1の額の徴収。

第5階層～第7階層に属する世帯

ア、最も保育料が高い児童。これが保育料表に定める額の徴収。

イ、ア以外の児童のうち、最も保育料額が高い児童。これが保育料表×0.5の額の徴収。

ウ、上記以外の児童。保育料表×0.1の額の徴収。これらを、ア、保育所、幼稚園又は認定子ども園に入所している児童のうち、年長。保育料表の定める額の徴収。

イ、保育所、幼稚園又は認定子ども園に入所しているア以外の児童のうち、年長者。保育料表×0.5の額の徴収。

ウ、保育所、幼稚園又は認定子ども園に入所している上記以外の児童。保育料表×0.1の額の徴収。に改める。

附則この条例は、平成19年4月1日から施行する。

今回の改正の内容は、別表第2の保育料表の第4階層から第7階層までの所得税額の改正であります。これは平成18年から所得税の定率減税が縮減されたことに伴い、保育料の階層区分に変更が生じないように、階層区分の所得税額を引き上げる改正であります。

また、備考5の表であります。保育料の多子軽減の改正であ

ります。多子軽減の対象を幼稚園や認定子ども園に入所している児童も含めることにし、また軽減方法については所得階層に応じた方法を改め、兄弟の年齢の高い順に数える方法に改正するものでありますので、よろしく申し上げます。

議長（阿部栄悦君） これより議案第48号について質疑をおこないます。質疑ありませんか。

○ はい。

議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

14番（見上政子君） はい、14番。先ほどの説明ですと保育料が、第5階層から第7階層までの保育料が、いままでは高い方が半額になっていたんですが、上の方の児童の保育料を半額にするということで、実質的に2人入っている、まあ3人入っている人はいないんでしょうけどあっているかもしれませんが、実質的に保育料が第5階層から上がるっというこの確認。

それと、そういう場合第5階層から2人以上入っている世帯は、現在何世帯あるのでしょうか。定率減税で所得税が引き上げられるということで、この階層の変更するのはやむおえないんですが、やるべきことなんですが、ただ保育料の第2子以上、今まで変更しなくてはならないこの理由、これは法的には別に関係ないと思うんですが、この理由も一緒に教えて下さい。よろしく申し上げます。

議長（阿部栄悦君） 小林子ども園園長。

子ども園園長（小林慶範君） まず最初に、改正の関係で保育料の変更でございますけれども、今回の改正では第2階層から第4階層は、変更はございません。第5階層から第7階層までの世帯は逆に、若干の保育料の引き下げになります。ですが、すこやか子育て支援事業の助成金で、第3子以降の無料や2分の1の助成を受けてる世帯の中で、3世帯ほどが保育料の増額となっております。

多子軽減の対象世帯は、30世帯ございます。その中で1世帯3人入所している人は2世帯おります。今回の改正は国の徴収基準額に

もとづいて改正しておりますので、措置費の関係もありますので、その関係で改正しなければと思っております。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ 「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、これから討論をおこないます。
討論ありませんか。

○ 議長。

議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

14番（見上政子君） はい、14番。実質値上げする世帯が3世帯ある、ということですけれども、保育料というのは、各自治体の裁量で国の措置基準と違って、そこの地域に合わせた保育料の算定が、全国どこでもやられていると思います。こういう意味で、5階層から7階層この人達は、医療費分も補助されていない、そういう世帯、公務員の両親が対象になると思うんですが、漁師の方々にもそういう方がおられるようですが、これはやはり保育料が増えるという、そういうふうなことのならないような、そういう算定の仕方をするべきであると思いますので、私はこの案に反対いたします。

議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

○ 「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います

○ （賛成者起立）

議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第48号は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第49号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。当局の説明を求めます。佐々木副町長。

副町長（佐々木正憲君） 議案第49号専決処分事項の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町

一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものである。平成19年5月14日提出、八峰町長加藤和夫。

専決処分第4号、専決処分書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないので、次のとおり専決処分する。平成19年3月30日、八峰町長加藤和夫。

平成18年度八峰町一般会計補正予算（第7号）、平成18年度八峰町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,915千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,221,215千円とするものであります。

7ページから説明したいと思います。2歳入、10款地方交付税、1項地方交付税、区分地方交付税33,622千円。特別交付税33,622千円であります。12款分担金及び負担金、1項分担金、区分の農業施設災害復旧費分担金2,778千円の減額であります。これは、農業施設災害の分担金であります。補助率が上がりまして、補助金の増額が認められまして、分担金の充当分が減額になったものでございます。

8ページ、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1の災害復旧費補助金1,646千円の減額。これも事業費の確定によりまして、しかも、補助率が増額になりましたものでございます。起債の分を減額したものでございます。15款県支出金、2項県補助金、区分2電源立地地域対策交付金1,015千円、電源立地対策交付金であります。これは3月の定例議会後に決定なされたものであります。

9ページ、16款財産収入、1項財産運用収入、1土地建物貸付収入992千円、町有土地建物の貸付料でございます。21款町債、1項町債、区分3漁港整備事業債200千円の減額であります。次に1の観光施設整備事業債12,200千円の減額でございます。これはハタハタ館の改修工事でございますが、事業費の確定によ

りまして、再度過疎対策の事業債が認められたものでございます。1の町道整備事業債22,900千円の減額。1町道水沢大久保岱線改良工事、2の町道大沢大信田改良工事、いずれも過疎債の対象としていた事業の一部が、対象外となったものでございます。3の公営住宅建設事業債300千円の減額でございます。

10ページ、1の消防施設整備事業債1,000千円。1消防施設整備事業、事業及び補助金の額の決定によるものでございます。区分の2の統合小学校建設事業債2,200千円、統合小学校建設事業、過疎債の増額によるものでございます。1公共土木施設災害復旧事業債1,000千円の減額。これも事業費の確定による減額でございます。

11ページの歳出でございます。3款民生費、1社会福祉費、区分28繰出金10,201千円、老人保健特別会計の繰出金でございます。農林水産業費の財源の内訳の補正は、地方債から一般財源への内訳の変更でございます。

12ページ、7款商工費1項商工費、これも事業費が確定されまして、地方債から一般財源の方は項目の変更でございます。8款土木費2項道路橋梁費、15工事請負費21,358千円の減額でございます。事業費の確定によって減額されたものでございます。これは当初全面の舗装でございましたけれども、下水の工事の関係で片面舗装とこういうことに変更になったものでございます。8款土木費、5項住宅費、財源内訳の補正でございます。消防費、これも財源内訳の補正でございます。

14ページ、10款教育費、小学校費、記載対象事業費の増額によりまして、財源内訳の変更でございます。10款教育費、社会教育費、これは電源率交付金の対策交付金が充当されまして、歳入で、さきほど申し上げました通りでございます。3月の定例議会後に交付金が決定になりまして、今回補正されたものでございます。

15ページ、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、

13委託料564千円減額。測量設計委託料が減額です。15工事請負費、2,516千円の減額です。いずれも事業費が確定したための減額でございます。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、13委託料597千円減額、15工事請負費3,575千円の減額。これはいずれも、事業費の確定によつての減額であります。

16ページ、13款諸支出金、3項基金費、25積立金16,214千円、土地貸付分992千円、一般分15,222千円の補正でございます。一般分につきましては、先ほど申し上げましたように、特別交付税が交付されまして、それを基金として積み立てるものがございます。以上でございます。

議長（阿部栄悦君）　　これより議案第49号について質疑をおこないます。質疑ありませんか。

○　議長。

議長（阿部栄悦君）　　3番石塚正一君。

3番（石塚正一君）　　はい3番。ハタハタ館の改修についてちょっとお伺いしたいんですが、風呂とか厨房を改修したんですが、行ってみますと厨房とかいろんなものが全て新しくなりましたので、今まで使っておりました厨房等の中身はどのような処置を取ったのか、ちょっとお願いいたします。

議長（阿部栄悦君）　　今の質問18年度一般会計予算に関連してですか。

○　はい。

議長（阿部栄悦君）　　答弁を求めます。須藤企画財政課長。

企画財政課長（須藤徳雄君）　ご質問にお答えします。厨房関係それからその他のものについて、備品関係については、使えるものは使っていますし、その他ほとんどは新しくしているというところがございます。備品について、厨房にあった物については、それは撤去という形になっています。

○　はい。

議長（阿部栄悦君）　　3番石塚正一君。

3番（石塚正一君）　　この今の課長さん達はこの経緯がわからないと思いますが、

このハタハタ館の物を処分する場合は、必ず議会に議決行為をしなきゃいけないという事は、わからないでしょう。

この厨房の物から食器、全てこれは町の物でございます。これは昔ハタハタ館が大変な時に、町の方に5千百何拾万というお金で、全てバス以外の物は買ったはずですが。それが本来ならば財産目録の中に、入ってなきゃいけないんでしょうけども、多分あの時に、しておかなかったのかなと思いましたが、私達はそれで5年間一番初めに1千百何拾万、それから1千万というお金を5年間に亘って、その物を買ったということとして、ハタハタ館に援助した訳ですね。だからあれはかならず、バス以外の物は冷蔵庫から魚焼機器、食器等は全て町の物なんですよ。だからそれはかならず、こういう事をしますよという事は言わなきゃいけなかったんじゃないかなと。そしてそのお金を下取りさせたのか、全て廃棄処分にしたのか、多分、まだまだ使える物もあったと思いますので、その時にいくらか、そのお金が入ってこなきゃいけないこともあったのではないのかなと、それはかならず、町の歳入にいれなきゃいけないのではないのかなと思いますが、そこら辺いかがでしょうか。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。須藤企画財政課長。

企画財政課長（須藤徳雄君） ご質問の趣旨がわかりました。

工事関係で据付になっているもの、それについては当然工事で壊す物もございますけれども、備品については町の備品台帳で管理しているということになっております。それで使えるものは使っていますし、使っていないものについては、今別の方に寄せているということですので、それについては今度は使えない物については、備品ですので、今度は台帳から廃棄処分なり手続きを取りながらやっていくというふうになると思います

議長（阿部栄悦君） 3番さんよろしいですか。

○ はい。

議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

3番（石塚正一君） 今、多分前の経緯はわからなかったでしょう。本来ならば廃棄処分する時に、議会に一応報告しなければいけないんじゃないのかなという事は、その辺どう思いました。

議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前10時45分 休 憩

.....
午前10時50分 休 憩

議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って会議を再開いたします。

答弁を求めます。須藤企画財政課長。

企画財政課長（須藤徳雄君） 石塚議員のご質問にお答えいたします。ハタハタ館の備品関係について、その処分状況やらその他どうなったものについては、今後調査いたしまして後で報告するという事で、よろしく願いいたします。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ 議長。

議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

14番（見上政子さん） 10ページの教育債の過疎債、事業債これが統合小学校建設事業で過疎債が増えたということですがけれども、どの部分にどのようにして増えて、どういうふうなことを過疎債に提案してどういうふうになったのか、もう少し詳しく教えてもらいたいと思います。

議長（阿部栄悦君） 須藤企画財政課長。

企画財政課長（須藤徳雄君） お答えいたします。過疎債については3月下旬に精算の形で、ヒアリングを行っております。その関係でここに増減がある訳でございます。

統合小学校については、ボーリングであったり、地質調査があったりここで町としては、基本計画というか、申請するまでの基本調査に係る委託料については、起債の範囲ではないと起

債対象外であるということで、判断したわけですが、最後のヒアリングの際に、その部分についても起債の対象であるという国の見解でございまして、増えたものでございます。基本調査の部分でございます。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ 「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、これから討論をおこないます。

討論ありませんか。

○ 「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○ 「異議なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

したがって議案第49号は原案のとおり承認されました。

日程第8議案第50号、専決処分事項の報告について、（平成18年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第4号）を議題とします
当局の説明を求めます。小林福祉課長。

福祉課長（小林孝一） 議案第50号、専決処分事項の報告についてご説明いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第4号）別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。平成19年5月14日提出、八峰町長、加藤和夫。

次のページをご覧ください。専決処分第5号、専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないので、次のとおり専決処分する。

平成18年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正であります
が、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,201千

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,317,424千円とするものであります。

5ページをご覧ください。歳入であります。4款繰入金、1項、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、説明の部分であります。一般会計繰入金として、10,201千円を繰り入れるものであります。

次のページをご覧ください。歳出、1款医療諸費、1項医療諸費1目医療給付費、説明の部分、1負担金、老人医療給付費負担金10,201千円であります。老人保健は支払基金・国・県・町がそれぞれ割合で負担しているものですが、18年度の支出の額、それから支払基金・国・県からの入ってくる額が固まりました。それで10,201千円分が少ないので、まず一旦、町の一般会計の方から繰入れて町が立て替えて負担して、19年度において精算するという形であります。以上でありますのでよろしくお願いいたします。

議長（阿部栄悦君）

これより議案第50号について質疑をおこないます。

質疑ありませんか。

○

「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君）

質疑がないようですので、討論をおこないます。

討論ありませんか。

○

「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○

「異議なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君）

異議なしと認めます。したがって議案第50号は原案のとおり承認されました。

日程第9議案第51号、工事請負契約の締結についてを議題とします。当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

総務課長（嶋津宣美君） 議案第51号について説明いたします。

工事請負契約の締結でございます。平成19年5月7日に指名競争入札に付した八峰町防災行政無線の、峰浜地区ですけれども、整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年八峰町条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容ですが、契約の目的は八峰町防災行政無線施設整備工事です。契約金額は287,700,000円であります。

契約の相手方ですけれども、仙台市青葉区中央4丁目6-1、（株）日立国際電気東北支社であります。支社長が桑原良平であります。

次に支出科目であります。今年度の八峰町一般会計の消費費の中の防災無線施設費のほうから支出いたします。平成19年5月14日提出、八峰町長加藤和夫であります。提案理由は、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年八峰町条例第47号）第2条の規定により、予定価格が5千万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を求めるものであります。以上です。

議長（阿部栄悦君） これより議案第51号について質疑をおこないます。

質疑ありませんか。

○ 「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論をおこないます。

討論ありませんか。

○ 「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○ 「異議なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第10議案第52号、工事請負契約の締結についてを議題とします。当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

上下水道課長（高宮建一君） 議案第52号工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

まずはじめに、増設工事の全体について少しお話します。19年度は付帯工事と機械設備、それから電気設備の各一部を行う予定であります。20年度には機械設備、電気設備の残りの工事を行いまして、21年の春には供用開始を予定しております。そして21年度には場内整備を行って完成となる見込みでございます。現在の加入状況でありますけれども、3月末現在で57.83%でございます。現実的には、まずまずの加入率かと思っております。それで朗読して提案したいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

議案第52号工事請負契約の締結について。平成19年4月24日に指名入札に付した八森浄化センターOD槽増設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年八峰町条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、八森浄化センターOD槽増設工事。契約金額、64,575,000円也。

契約の相手方山本郡八峰町八森字椿台136番地、伊藤栄建設株式会社、代表取締役伊藤久。

支出科目、平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計の、3目の八森地区公共下水道事業費繰越明許費でございます。平成19年5月14日提出、八峰町長加藤和夫。提案理由、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年八峰町条例第47号）第2条の規定により、予定価格

が5千万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を求め
るものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（阿部栄悦君）

これより議案第52号について質疑をおこないます。

質疑ありませんか。

○

「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君）

質疑がないようですので、討論をおこないます。

討論ありませんか。

○

「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議あり
ませんか。

○

「異議なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君）

異議なしと認めます。したがって議案第52号は原案のとおり可
決されました。

日程第11議案第53号、損害賠償の和解についてを議題とします。
当局の説明を求めます。齊藤保健衛生課長。

保健衛生課長（齊藤英市郎君） 議案第53号損害賠償の和解についてをご説明申し上げま
す。

平成17年10月17日、能代市落合下悪戸115番地の山本組合総合
病院駐車場において、本町より検診のための送迎業務を委託され
た旧八森町社会福祉協議会シルバー人材センター登録運転手が、
山本組合総合病院の医師と職員を乗せ普通自動車を運転中、ブ
レーキとアクセルを誤り、消火栓に衝突し、同乗の医師と職員に
怪我を負わせた交通事故について、下記のとおり損害の賠償に関
し和解するにつき、地方自治法（昭和22年法律第13号の規定によ
り、議会の議決を求めるものであります。平成19年5月14日提出、
八峰町長加藤和夫。

和解の内容等についてご説明申し上げます。

1、和解の内容(1)本件交通事故の損害賠償金の総額は、治療費、

休業損害、慰謝料、文書料及びその他一切の費用を含め、金680,352円とするものであります。(2)上記損害賠償金の総額の内、治療費金361,280円、休業損害金91,672円及び文書料金600円は財団法人全国自治協会が直接関係医療機関等へ支払い、残金226,800円を八峰町が和解の相手方に支払うものであります。(3)和解の相手方は、八峰町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。このことを確約いただいております。

2、和解の相手方ではありますが、能代市落合字落合107番地1、大高貞子さんであります。以上よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長（阿部栄悦君） これより議案第53号について質疑をおこないます。
質疑ありませんか。

○ 議長。

議長（阿部栄悦君） 1番松岡清悦君。

1番（松岡清悦君） この事故の内容なんですが、上の方の文書では、医師と職員に怪我を負わせたという内容です。で、下にいきますと和解の相手方が1人。この辺どうなっているのか詳しく説明していただきたい。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。齊藤保健衛生課長。

○ はい議長。

保健衛生課長（齊藤英市郎君） 上段の表現では、医師と職員に怪我を負わせという表現になっていますが、医師につきましては軽打撲症と伺っておりますので、実際的に損害賠償の対象には至らなかったと伺っております。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ 議長。

議長（阿部栄悦君） 13番木藤實君。

13番（木藤 實君） 今後の確認という意味で、1つ町長に伺っておきたいと思えます。

我が八峰町においては、シルバー人材の運転手ってというのは

数多く使われています。こうした中で、これからこのくらいの金額の損害はまずたかが知れておるわけですが、いろんなこれからの事故に対しまして、シルバー人材としての対応ですか、そういうのをどのようにこれから考えていこうとしていますか。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。齊藤保健衛生課長。

○ はい議長。

保健衛生課長（齊藤英市郎君） 今後のシルバー人材センターへの対応ということですが、町としてはですね、17年の12月の定例報告でも報告しているようではありますが、事故直後の対応といたしまして、医師の送迎につきましては、タクシーに切り替えて現状を切り替えまして対策を講じたと、その後安全策として、現在もタクシーの方に委託、送迎はお願いしております。

○ 議長。

議長（阿部栄悦君） 13番木藤實君。

13番（木藤 實君） このたびのこれは福祉関係になりますが、学校関係あるいは町長車、いろんな範囲でシルバー人材を活用しております。その有事の際の保障の問題とかそういうのを含めて、これからシルバー人材をどういうふうを活用していこうとしているのか、お願いしたかったのです。

議長（阿部栄悦君） 町長から。

○ はい。

議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

町長（加藤和夫君） この件については先ほどの答弁でよろしいかと思いますが、この事故があった後ですね、社会福祉協議会ともいろいろ話をしまして、みな今定年後元気な人が多いし、それぞれ70歳過ぎて80歳過ぎても車運転しているわけですけども、ただ同じシルバーでも一定の線引きはしようということで、70歳という線を引きながらやるということと、それからもうひとつは、体の状況によると思いますので、健康的な面をチェックしながらということで、社会福祉協議会の方と話をしながら、この後事故のないようにそ

ういう立場でやっていくように考えていますので、その後はこういう事故は発生していないというのが現実であります。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ はい。

議長（阿部栄悦君） 4番今井一政君。

4番（今井一政君） はい4番。この件につきましてもう1件損害賠償の件もありますが、このシルバー人材センターに対して、直接的な質問になると思いますが、損害金うんぬんの問題でなくて、このシルバー人材センターに対しての何というか、責任というか、そういう部分のあり方という部分はどのようにされておりますか。次のページの部分に対しての職員に対しては、それなりの処分方法とかいうことをやっておるようですけども、シルバーに関してはどういうふうに思っておりますか

議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

町長（加藤和夫君） 実際運転する時はですね、我々シルバー人材センターから派遣していただいて、やった事故についてはまず私の方で責任持ちますけれども、やった行為そのものについては、社会福祉協議会の方で処分をしていくというふうなことになると思いますので、その処分については向こうの判断に委ねるわけですけども、ただこのケースの場合は、話しによれば、それをもってシルバーセンターを退職、辞めたと報告を伺っております。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ 「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論をおこないます。

討論ありませんか。

○ 「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○ 「異議なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第12議案第54号、損害賠償の和解についてを議題とします。当局の説明を求めます。齊藤保健衛生課長。

保健衛生課長（齊藤英市郎君） 続きまして議案第54号損害賠償の和解についてご説明申し上げます。

平成18年4月12日、本町職員が業務のため公用車を運転中、八峰町峰浜水沢字稻荷堂後116番地1の町営診療所駐車場内において、下記和解の相手方に怪我を負わせた交通事故について、下記のとおり損害の賠償に関し和解するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。平成19年5月14日提出、八峰町長加藤和夫。

和解内容等についてご説明いたします。1、和解の内容(1)本件交通事故の損害賠償金の総額は、治療費、通院交通費、慰謝料、文書料、入院雑費及びその他一切の費用を含め金905,070円とするものであります。(2)上記損害賠償金の総額の内、治療費金725,590円及び文書料金600円は財団法人全国自治協会が直接医療機関等へ支払い、財団法人全国自治協会既に支払った文書料金1,050円を差し引いた残金177,830円を八峰町が和解の相手方に支払うものであります。(3)和解の相手方は、八峰町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない、このことを確約していただいております。

2、和解の相手方ではありますが、山本郡八峰町峰浜高野々字真山117番地6、佐藤陸三郎さんでございます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部栄悦君） これより議案第54号について質疑をおこないます。

質疑ありませんか。

○ 議長。

議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

14番（見上政子さん） 14番。かなり高齢の方であったと思うんですけど、怪我の具合とか入院とか説明があったようですが、もう一度どの程度の怪我で高齢者の治療期間、この方の治療期間はどのくらいの治療期間がかかったのかということと、それとその後あそこの場所私も気を配って見ているんですが、坂道であるってということと、駐車場が非常に、車がいつも「はつらつ苑」のほうに行事があれば車が置いていたり、駐車場がすごく狭くなってるというのと、大型バスともう一台のバスが車庫に入るようになってますが、正面から車を入れていきますので、バックして出たらって言ったら、正面からでないとか駄目なんだということで、あの正面のバスが入ってまたバックしてきた時に、坂道であるっていうのと狭いっていうのと、なんかまた事故がおきるんじゃないかなという心配もあるような、駐車場の周りでないかなと思うんです。でその辺で二度と同じような事故がおこさないように、何か考えておられるところがありますでしょうか。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。齊藤保健衛生課長。

保健衛生課長（齊藤英市郎君） まず第一点目、病状につきましてですが、今年の4月12日時点での状況でございますが、検査結果につきましては、脳には異常がないと、ただし肋骨に骨折がありまして、2週間分の投薬を受けているということです。

その後の経過ですけれども、診療日数ですが、入院は10日通院が9日と、現在は良好に回復してまして元気に過ごしていると、伺っております。

診療所の駐車場周辺の場所ですが、確かに狭いという状況は変わっていないんですけれども、事故後バスの専用運転手さんにも充分注意を促しておりますし、具体的に増幅とはまだ現在考えていませんが、職員間でまず充分注意して運行してるという状況でございます。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○

はい。

議長（阿部栄悦君）

14番見上政子さん。

14番（見上政子さん）

本人がいくら注意をしてあそこに出入りする方々は高齢者の方々が非常に多いわけですね。坂道でもあるということで、それと合わせて町営の歯科診療所の駐車場も非常に狭くって整備されていない。そういうことと関連して、今後のあり方についてもう一度町長の方から答弁願います。

議長（阿部栄悦君）

加藤町長。

町長（加藤和夫君）

この件は職員の事故でしたけども、逆に職員があまり慣れきってしまってますね、後方をよく確認しないまま出たというのが原因であります。構造上とかそういうもので事故がおきたというふうなわけではございませんので、いずれ今までこういうふうな事例がございましたので、職員の方には、この後やっぱり日常のそういった安全義務は、守るように指導はしております。どうしても構造上ですね、直さなければならない所が発生した場合は、私の方でも考えていきたいと思っておりますけども、今回の件についてはそういう状況でございます。

議長（阿部栄悦君）

ほかに質疑ありませんか。

○

「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君）

質疑がないようですので、討論をおこないます。

討論ありませんか。

○

「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○

「異議なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君）

異議なしと認めます。したがって議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第13議案第55号、平成19年度八峰町一般会計補正予算

(第1号)を議題とします。当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○

はい。

副町長（佐々木正憲）

議案第55号に入る前に、内容を少しばかり説明しながら入りたいと思います。

53号の損害賠償の和解についてというところで、説明ありましたように、賠償保証金の総額の内、財団法人全国自治協会へ直接医療機関の方に支払った残額ですね、八峰町が和解の相手方に支払うという補正の関係でございます。

議案第55号平成19年度八峰町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ227千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,012,227千円とするものであります。

歳入の5ページを見ていただきたいと思います。2歳入、19款繰越金、1項繰越金、区分一般会計繰越金1千円。繰越金20款諸収入、4項雑入、1雑入226千円。自動車事故共済金226千円であります。

6ページ3歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、区分22補償補填及賠償金227千円、自動車事故賠償金でございます。以上でございます。

議長（阿部栄悦君）

これより議案第55号について質疑をおこないます。

質疑ありませんか。

○

「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君）

質疑がないようですので、討論をおこないます。

討論ありませんか。

○

「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

○ 「異議なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第14議案第56号、平成19年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。当局の説明を求めます。齊藤保健衛生課長。

○ はい。

保健衛生課長（齊藤英市郎君） 議案第56号をご説明申し上げます。先ほどの議案と同様、第54号の損害賠償に伴う補正でございます。

平成19年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）平成19年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,093,362千円とするものであります。

5ページをご覧ください。最初に歳入でございますが、4款1項1目繰越金でございます。1千円を追加するものであります。前年度繰越分でございます。次に5款1項雑入、1目第1節雑入、2自動車事故共済金177千円を追加するものであります。共済金の補填金額でございます。

次の6ページをご覧ください。次に歳出でございます。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、第22節補償補填及び賠償金178千円を追加するものであります。先ほどの賠償金ということで、佐藤陸三郎さんに対する賠償金でございます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部栄悦君） これより議案第56号について質疑をおこないます。
質疑ありませんか。

○ 「なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論をおこないます。
討論ありませんか。

○
議長（阿部栄悦君）

「なし」の声あり。
討論がないようですので、討論を終わります。
これから議案第56号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議あり
ませんか。

○
議長（阿部栄悦君）

「異議なし」の声あり。
異議なしと認めます。したがって議案第56号は原案のとおり可
決されました。
これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
これをもって平成19年度第2回八峰町議会臨時会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

.....
午前11時28分 閉 会

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するため、
ここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 10番 鈴 木 一 彦

同 署名議員 11番 柴 田 正 高

同 署名議員 12番 芦 崎 達 美

